

北空知衛生センター組合行政手続条例

平成30年12月25日
組合条例第8号

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(準用規定)

第2条 処分、行政指導及び届出に関する手続については、深川市行政手続条例（平成8年深川市条例第25号）の例による。この場合において、同条例中「深川市」を「北空知衛生センター組合」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。